

## 1 はじめに

都市計画道路は、都市の骨格を形成し、円滑な都市交通と良好な都市環境を確保する上で重要な都市施設として、都市計画法に基づいて定められた道路です。

本市の都市計画道路は、高度経済成長期の人口増加や市街地の拡大に伴う自動車交通量の増大を背景に、62路線、約148kmが都市計画決定され、これまでに約4割の整備を進め、良好な市街地の形成や産業・経済活動の活性化等、都市の発展の一翼を担ってきました。

しかし、人口減少・少子高齢化の進展、厳しい財政状況により公共投資が減少するなど、社会経済情勢が大きく変化しており、都市計画決定後、長期間にわたり事業が実施されていない路線の中には、時間の経過とともに当初決定の必要性等に変化が生じている可能性があることから、必要性等を再検証する必要があります。

このような状況を踏まえ、本市の都市計画道路の必要性や役割等を再検証し、目指すべき将来都市像実現のための都市計画道路のあり方について検証するとともに、都市計画道路事業をより効率的・効果的に推進するため、「沼津市都市計画道路の整備に関する基本的な考え方」に基づき、「沼津市都市計画道路の整備方針」を策定します。